

## 本巢市公示第28号

本巢市20周年記念動画制作業務について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月9日

本巢市長 藤原 勉

### プロポーザルに付する事項

#### 1 業務概要

- (1) 業務名 本巢市20周年記念動画制作業務
- (2) 業務内容 本巢市20周年記念動画制作業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年1月19日(金)まで

#### 2 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本巢市契約規則第21条第2項に基づいて調整した本巢市指名競争入札参加者名簿に登録されている者で、岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (2) 企画提案書の提出日において、いずれの自治体においても入札参加資格停止(指名停止)を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画提案書の提出日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) プロモーションを目的とした動画制作業務(官民間わない。)について、制作実績があること。
- (7) 企画提案書の提出日において、本巢市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

### 3 手続き等

(1) 本巢市制20周年記念動画制作業務公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)等の配布

実施要領、各種様式及び仕様書等は、本巢市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出先等の詳細については、実施要領を参照すること。

### 4 担当部署

本巢市企画部秘書広報課

〒501-1292 岐阜県本巢市文殊324番地

電話：0581-34-5040

FAX：0581-34-3273

メール：hisho@city.motosu.lg.jp

### 5 その他

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 提案書等の返却はしない。

(4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

(5) その他詳細については、実施要領等によるものとする。